

議案第66号

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に鑑み、本市職員の介護時間について定める等の必要があるによる。

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるとされる者を含む。第11条の2第1項を除き、以下同じ。)」を加える。

第7条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条第2項中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加える。

第11条の2第1項中「職員が」の次に「被介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第11条の3 任命権者は、職員が被介護者の介護をするため、被介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該被介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認める場合には、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。